

平成24年(ワ)第213号、平成25年(ワ)第131号、同第252号

平成26年(ワ)第101号 平成27年(ワ)第34号 福島原発避難者損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外587名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(298)

不動産賠償支払い状況に関する求釈明

平成29年4月13日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	小野寺利孝		代
同	広田次男		代
同	鈴木堯博		代
同	清水洋		代
同	米倉勉		代
同	笹山尚人		代
同	市野綾子		代
			外

1 求釈明事項

被告は、いわゆる「住居確保損害」の各原告の上限額（枠）を開示されたい。

2 理由

本件事故により生じた損害賠償について、被告は、訴訟外で、原告ら被害者に対し、「住居確保損害」（被告の見解では不動産賠償ではない。）を含む不動産賠償をおこなっている。この「住居確保損害」は、被告において、居住用不動産の交換価値賠償に追加して、被害者が今後の住居を確保するために必要な実費に不足する分を支払っているものである。これは、各被害者が本件事故前に居住していた不動産の価値等に応じて異なり、各被害者ごとに、上限額（枠）が決められている（以下「上限額（枠）」という。）。

この点に関し懸念されるのは、各上限額（枠）内で複数の不動産を購入する必要がある場合において、未だ必要数の不動産を購入できていないケースについてである。居住用不動産を複数購入しなければならないという事態は、本件事故前は同居していた世帯が、本件事故により、新たな生活の本拠地を別々にしなければならなくなった場合に生じ得る。かかる被害者は、「住居確保損害」の上限額（枠）内で複数世帯分の住宅を確保しなければならないところ、必ずしも本件訴訟が結審するまでに必要な世帯分の住宅を全て取得しているとは限らない。

このような場合において、従前保有していた建物が複数であったり高額であったなどの事情によって、仮に、各上限額（枠）を下回る不動産賠償額が判決で認定されたときには、被告において、判決確定後、上限額（枠）内で判決認容額を超える金額の居住用不動産賠償を拒否することが予想される。

こうした事態を回避するため、原告らは、上限額（枠）を残している原告の不動産賠償請求額については、必要に応じて（複数の不動産を取得する予定であるものの未だ取得できていない場合など）、訴訟上の請求の取り下げを検討したいと考えている。もっとも、原告の全員において、必ずしも各上限額（枠）を正確に把握できているものではない。そこで原告らは、被告に対し、各原告の上限額（枠）を開示されたく希望する。

以 上